医療機器を購入する場合は「共同利用計画」の提出が必要になります（令和２年４月１日から）

背景・目的

○　北海道では、令和２年３月に「北海道外来医療計画」を策定し、人口減少が進む中、高額医療機器の共同利用を促進し、効率的な医療機器の整備・活用を進めることとしています。

※共同利用には、対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用する場合も含まれます。

対象となる医療機器

○　ＣＴ
○　ＭＲＩ
○　ＰＥＴ
○　マンモグラフィ
○　放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）

作成様式及び提出先

様　式　：所定の様式により作成
提出先　：北海道帯広保健所企画総務課
提出期限：対象医療機器の**設置後10日以内**

留意事項

○　提出いただいた共同利用計画は、地域医療構想調整会議に情報提供させていただきます。

○　共同利用を行う場合で、相手方を限定せず「要望があれば共同利用に対応」する場合は、原則、地域への情報発信のため、医療機関名及び医療機器の情報を保健所ホームページへ掲載させていただきます。

共同利用計画確認の流れ

対象医療機器の新規購入・更新（病院、診療所）
→
共同利用計画を策定し、設置後10日以内に保健所へ提出
→
地域医療構想調整会議で情報共有
※共同利用可能な医療機器は公表

北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課（北海道帯広保健所）
住　所：帯広市東３条南３丁目
電　話：0155-26-9073　　FAX：0155-25-0864